

税務・財務情報 第3002号

仮想通貨に関する課税関係について ～ビットコインからの利益は原則「雑所得」～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン



行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

仮想通貨に関する課税関係について

～ビットコインからの利益は原則「雑所得」～

1 はじめに

近年、インターネットを通じて不特定多数の間で支払いや送金ができる、いわゆる仮想通貨が話題となっています。仮想通貨の代表的なものとしては「ビットコイン」が有名ですが、現在、世界中で 1,000 種類以上もの仮想通貨が発行されていると言われています。

ところで、日本では平成 29 年 4 月 1 日に施行された「資金決済に関する法律」の中で、仮想通貨を物品の購入等の対価として支払いができる財産的価値で、インターネットなどで移転できるものと定義しています（法 2 条 5 項 1 号）。すなわち、ビットコインなどをはじめとする仮想通貨は、法定通貨ではないものの、支払手段として利用できる財産的価値のあるものと定義されました。

仮想通貨について、税法にはまだ明確な規定はありませんが、平成 29 年 9 月には国税庁がタックスアンサーで「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合には、事業所得に付随して生じる場合を除いて雑所得に区分される」と公表しました。また、同年 12 月には仮想通貨に関する所得の計算方法等についても公表するなど、課税関係の整備が徐々に進められています。今回は、これらの仮想通貨に関する課税関係についてご紹介します。

2 仮想通貨に関する課税関係について

(1) 確定申告が必要な場合

所得税の計算では、ビットコインなどの仮想通貨の売却又は使用から得られた利益の額が所得金額となります。サラリーマンの場合は、原則として給与支払い時に所得税が源泉徴収されているため、年末調整を受けていれば通常は確定申告の必要はありませんが、これらの仮想通貨から得られた所得金額の合計額が 20 万円を超える場合は確定申告が必要です。また、年金受給者や専業主婦の場合であっても、これらの所得金額の合計額が 38 万円を超える場合には確定申告が必要となります。

(2) 仮想通貨に関する所得とその所得区分

タックスアンサーでは、仮想通貨を“使用”することによって利益が生じた場合に課税の対象となるとしています。この“使用”には、平成 29 年 12 月 1 日に国税庁から公表された個人

課税情報第4号「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」によると、仮想通貨を売却（円に換算）した場合だけではなく、仮想通貨で商品を購入した場合や他の仮想通貨と交換した場合、マイニング※（採掘）によって仮想通貨を取得した場合も含まれます。

仮想通貨に関する所得の区分は、原則として雑所得に区分されることになっていますが、例えば、事業所得者が、事業用資産として仮想通貨を保有し、決済手段として使用している場合、その使用により生じた損益については事業に付随して生じた所得と考えられるため、その所得区分は事業所得となります。このほか、例えば、その収入によって生計を立てていることが客観的に明らかであるなど、その仮想通貨取引が事業として行われていると認められる場合にも、その所得区分は事業所得となります。ただし、給与所得者が副業として仮想通貨取引をしている場合や、個人事業者であっても、仮想通貨の取引が事業に付随して行われていない場合には、雑所得に区分されると考えられます。

※マイニングとは、ビットコインの取引の整合性をコンピューターで計算する見返りにビットコインが付与される仕組みをいう。現在、マイニングによって利益を得るためには、相当な資本を投下してコンピューターや電力を使う必要がある。

（3）雑所得に区分される場合の損失の取扱い

仮想通貨の取引によって雑所得の金額に損失が生じた場合には雑所得以外の他の所得と通算することはできません。すなわち、サラリーマンが仮想通貨取引で損失を生じた場合でも、その年分の給与所得や配当所得などと通算して源泉された所得税の還付を受けることはできません。また、これらの損失を翌年に繰り越して、翌年以降の雑所得から控除することもできません。

（4）消費税の取扱い

平成29年度税制改正によって、消費税法施行令が改正され、平成29年7月以降、仮想通貨は有価証券に類するものの範囲に含まれることになり、それらの譲渡等に係る消費税が非課税となりました。それまでは、仮想通貨を譲渡した場合には消費税の課税取引であったため、経過措置として、同年6月30日に保有している仮想通貨について一定の要件に該当する場合には、消費税の仕入税額控除の調整計算が必要です。

3 FX取引や株式取引との違い

ビットコインなどの仮想通貨は支払手段と定義付けられているものの、その値動きは日々激しく、実際には投機の対象となっているようです。特に、ビットコイン相場は2017年の1年間で10倍以上に跳ね上がるなど、今や仮想通貨取引はFX取引や株式取引と並ぶ投資型資産運用

の手段といえます。しかし、仮想通貨取引に関する課税関係は雑所得として総合課税の対象となり、申告分離課税に統一されたFX取引や特定口座やNISAといった各種制度がある株式取引のように、特段整備されていません。これらの、仮想通貨に関する課税関係とFX取引や株式取引を比較すると以下のとおりです。

	仮想通貨取引	FX取引	株式取引
所得区分	雑所得	雑所得	譲渡所得
課税方法	総合課税	申告分離課税	申告分離課税
所得税率	所得により 5~45%	15%	15%
住民税率	10%	5%	5%
損失の繰越	不可	3年間	3年間

ところで、特定の支払いを行う業者等は、所得税法などの規定によってその支払内容の明細を記載した「法定調書」を税務署に提出することが義務付けられています。この、法定調書の主なものには「給与所得の源泉徴収票」や「不動産の使用料等の支払調書」、「損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書」などがあり、税務署に提出された法定調書は、税務当局がその支払いを受けた人の所得を捕捉するための情報資料としています。

FX取引や株式取引などは、それらの取引についての法定調書の提出が義務付けられていますが、仮想通貨の取引についての法定調書の提出は、現在のところ義務付けられていません。ただ、仮想通貨はブロックチェーンという技術を利用しているため取引内容を調べることは可能だとされており、また、今後、申告漏れなどが社会的に問題となれば、取引業者に対して、法定調書の提出が義務付けられることも考えられます。

4 まとめ

今回は、ビットコインなどの仮想通貨に関する課税関係について紹介しました。仮想通貨を使用又は売却したことによって生じた利益にあっては、事業に付随して行われている場合などを除いて、原則として雑所得として総合課税での申告が必要となります。この点で、税率や損失繰越など別段の制度が整備されているFX取引や株式取引とは異なります。

仮想通貨をめぐる取引は多岐にわたっており今後も新たな技術の開発が続くものと考えられます。その一方で、仮想通貨に関する課税関係は、法律や制度の整備が十分にできていない部分もあります。昨年の国税庁の公表により、その課税関係については一定の方向性が示されましたが、仮想通貨の種類によっては今回の内容と取扱いが異なる可能性もあり、今後、法整備が進められていくものと考えられます。仮想通貨の取引によって所得が生じていると思われる場合には、申告漏れとならないよう、弊社の担当者にご相談ください。